# 今月の経理情報

2005年6月

# 今回のテーマ: 企業再生における会計と税務

産業再生機構の支援のもとに再建が始まったダイエーは、資本金の 99.6%の無償減資、10 金融機関による約 4.000 億円の債権放棄と、1.120 億円の第三者割当による増資を行いました。

今回の産業再生機構のダイエーに対する支援は大規模なものでしたが、中小企業が再生をするうえでも、無償減資、債権放棄、第三者割当というのはよくあるパターンです。

#### 再生の会計と税務

## (1) 無償減資

	当 事 会 社	株 主
会計処理	資本金 / 減資差益	株式消却による場合:有価証券消却損/有価証券 それ以外:会計処理不要(必要に応じて取得単位 の付け替え)
税務処理	資本等取引のため課税関係はなし。減 資差益は資本積立金となり(欠損金を 補填しても同じ)、資本等の金額は変 わらないため、均等割は従前と同様。	株式消却による場合:有価証券消却損は、税務上原則損金扱いとなる。 それ以外:株式の消却・金銭の払い戻しがないため、課税関係は生じない。

#### (2) 債権放棄

	当 事 会 社	債 権 者
会計処理	債務/債務免除益	貸倒損失 / 債権
税務処理	税務上も、原則として、益金に算入さ れるため、税務調整の必要なし。	法的整理、協議決定、書面による通知により貸倒 損失を計上した場合は、損金算入可能。

## (3) 第三者割当増資

	当 事 会 社	引 受 者
会計処理	現金預金 / 資本金・資本準備金	有価証券 / 現金預金
税務処理	資本等取引のため課税関係なし。	時価発行の場合には課税関係なし。 有利発行の場合にのみ、時価との差額について、 受贈益の認定がある。

## お見逃しなく!

法的整理の開始などの事実が生じた場合に、金銭などの贈与や債務免除を受けるときは、その受ける日の属する事業年度前の事業年度において生じた欠損金額のうち、贈与や債務免除を受けた金額の合計額に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、繰越欠損金の当期控除額以外に、別途損金の額に算入することができます。